

# 第 1 3 2 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 8 月 9 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 132 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 8 月 9 日 (火) 午後 2 時 03 分

2. 閉会年月日 平成 28 年 8 月 9 日 (火) 午後 2 時 26 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (16 人)

会長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委員 2 番 石 橋 薫

3 番 堀 内 重 男

4 番 砂 庭 周 平

5 番 工 藤 信 仁

6 番 佐々木 一 雄

7 番 三 浦 恵美子

8 番 松 村 範 明

9 番 滝 田 信 彦

11 番 河守田 雄 一

12 番 野 田 清 八

13 番 山 田 憲 幸

14 番 川守田 雄 一

15 番 梅 内 勝 治

16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長 佐々木 大

主幹 黒 坂 正 子

班長 佐 藤 慶

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 132 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 16 名で、委員定足数に達しておりますので、第 132 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>12 番 野田 清八 委員</p> <p>13 番 山田 憲幸 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思っております。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">しょうはん</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p style="text-align: center;">しょうはん</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">ろうどく しょうりやく</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 18 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。</p>

しょうさい  
調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。

農地調査の結果について、説明を求めます。

河守田 調査員

11 番 河守田から説明いたします。

ちょうさいん  
去る8月1日、中村 調査員と中央公民館において、議案第18号及び議案第19号について、  
かんけいしゃた あ き と ちょうさ せつめい  
関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。

のうちほう かか きよか きじゆん かくようけん がいとう ひがいとう  
農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を

ちょうさ  
調査しました。

のうち しょうざい ちもく めんせき けんりしゅべつ ゆずりわたしにん ゆずりうけにん けいえい  
農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面

かどうじんいん ぎあんしょ きさい  
積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。

しんせいりゆう ゆずりうけにん けいえいきぼ かくだい  
番号1番から3番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため

しんせいち しゅとく  
申請地を取得するものです。

ちょうさ けつか のうちほう かくごう がいとう きよかようけん み  
調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満  
たしていると考えます。

以上です。

議 長

議案第18号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

げんあん  
よって、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許  
可することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見つ  
いて」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

佐藤班長	<p>佐藤班長</p> <p>議案第 19 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」については、1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、配置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>調査内容については農地調査員から説明をしていただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 調査員</p>
議 長	<p>11 番 河守田から説明いたします。</p> <p>議案第 19 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、申請人の現在の住宅が老朽化したため、申請人が所有する申請地に新たに農家住宅を建築するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし許可相当と認められます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 19 号について、補足説明をいたします。</p> <p>申請地の位置は南部町役場から南西約 10 km の距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置しています。申請地の周囲は宅地で、北側は町道に接しています。</p> <p>申請人は現住居に父親と 2 人で同居していますが、築 60 年と老朽化がはげしい事と、現住居の敷地が傾斜地で不整形のため、敷地内に建築することが難しい事から申請地に農家住宅を建築するものです。</p> <p>また、現住居を農業用倉庫として利用するため、当該農地の申請はやむを得ないものであると思われます。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 19 号について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

ご異議なしと認めます。

よって、日程第5 議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。

次に、日程第6 議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認しゅうせきについて」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。

佐藤班長

佐藤班長

議案第20号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、2件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号1番の利用目的は田、期間は4年7か月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。

番号2番の利用目的は田、期間は9年7か月、使用貸借による権利設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案第20号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

(午後 時 分)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第132回南部町農業委員会総会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午後2時26分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 8 月 9 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員